

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成22年4月13日 提出
【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畠 善行
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
【事務連絡者氏名】	長谷川 幸樹
【電話番号】	03-5221-1200
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	農中US債券オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	発行価額の総額 上限500億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

農中US債券オープン

（以下「ファンド」という場合があります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

500億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社<sup>（注）</sup>に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

### （５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.05%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資（累積投資）コース」<sup>（注）</sup>により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

(注) 当ファンドには、「分配金受取(一般)コース」と「分配金再投資(累積投資)コース」がありません。

「分配金受取(一般)コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース(以下「分配金受取コース」といいます。)をいいます。

「分配金再投資(累積投資)コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)をいいます。

(6) 【申込単位】

1万円以上1円単位とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

(7) 【申込期間】

平成22年4月14日から平成23年4月13日までとします。(継続申込期間)

上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(販売会社)については下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244(営業日の午前9時から午後5時まで) <ホームページアドレス> <a href="http://www.ja-asset.co.jp/">http://www.ja-asset.co.jp/</a>
---

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して受託者である住友信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。  
株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

a. 申し込みの方法

当ファンドの取得申込については、原則として午後3時までに取得の申し込みが行われ、かつ、当該取得申込の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、取得申込の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

当ファンドの取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農中US債券オープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

「農中US債券オープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）

については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとなります。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### b. 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

#### ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日

平成22年 5月31日(月) メモリアル・デー	平成22年11月25日(木) 感謝祭
7月 5日(月) 独立記念日(振替)	12月24日(金) クリスマス(振替)
9月 6日(月) レイバー・デー	平成23年 1月17日(月) マーティン・L・キング・デー
10月11日(月) コロンブス・デー	2月21日(月) プレジデント・デー
11月11日(木) 復員軍人の日	

(休場日または休業日は変更されることがありますので、必ず事前に販売会社までお問合わせください。)

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として米国の公社債に投資することにより、利子等収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

商品分類：追加型投信 / 海外 / 債券

属性区分：債券（公債） / 年1回 / 北米 / 為替ヘッジなし

商品分類および属性区分 一覧表

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、社団法人 投資信託協会のホームページ <<http://www.toushin.or.jp/>> をご覧ください。）

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		海外
	内外	その他資産（ ）
		資産複合

**追加型投信**：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

**海外**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**債券**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	
株式	年1回	グローバル	(あり)	
		日本		
	年2回	北米		
債券	年4回	欧州		なし
		公債		
	年6回 (隔月)	アジア		
		オセアニア		
年12回 (毎月)	中南米			
	日々	アフリカ		
(その他)		中近東 (中東)		
	資産複合( )	エマージング		

**債券(公債)**：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

**年1回**：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

**北米**：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

**為替ヘッジなし**：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

## &lt; 信託金の限度額 &gt;

委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および追加信託の限度額（約款第2条））

## &lt; ファンドの特色 &gt;

**米国の国債を中心とする公社債に投資します。**

- ・米国の公社債の中から流動性を勘案し、米国財務省証券（米国国債）を中心に投資することにより、利子等収益の確保に努めます。
- ・運用にあたっては、組入れる債券（米国国債）の最長残存期間を2年程度とすることにより、債券の金利変動リスクを低減するよう努めます。

**外貨建資産については、為替ヘッジを行わない方針です。したがって、為替変動リスクの影響を受けますので、基準価額は大きく変動することもあります。**

す。

- ・通貨の投資対象は、米ドルのみとします。
- ・円の米ドルに対する為替相場が、円安（ドル高）になる場合には、外貨建資産の円換算した資産価値が上昇して利益（為替差益）が発生するのに対して、円高（ドル安）になる場合には、外貨建資産の円換算した資産価値が下落して損失（為替差損）が発生します。

<イメージ図>

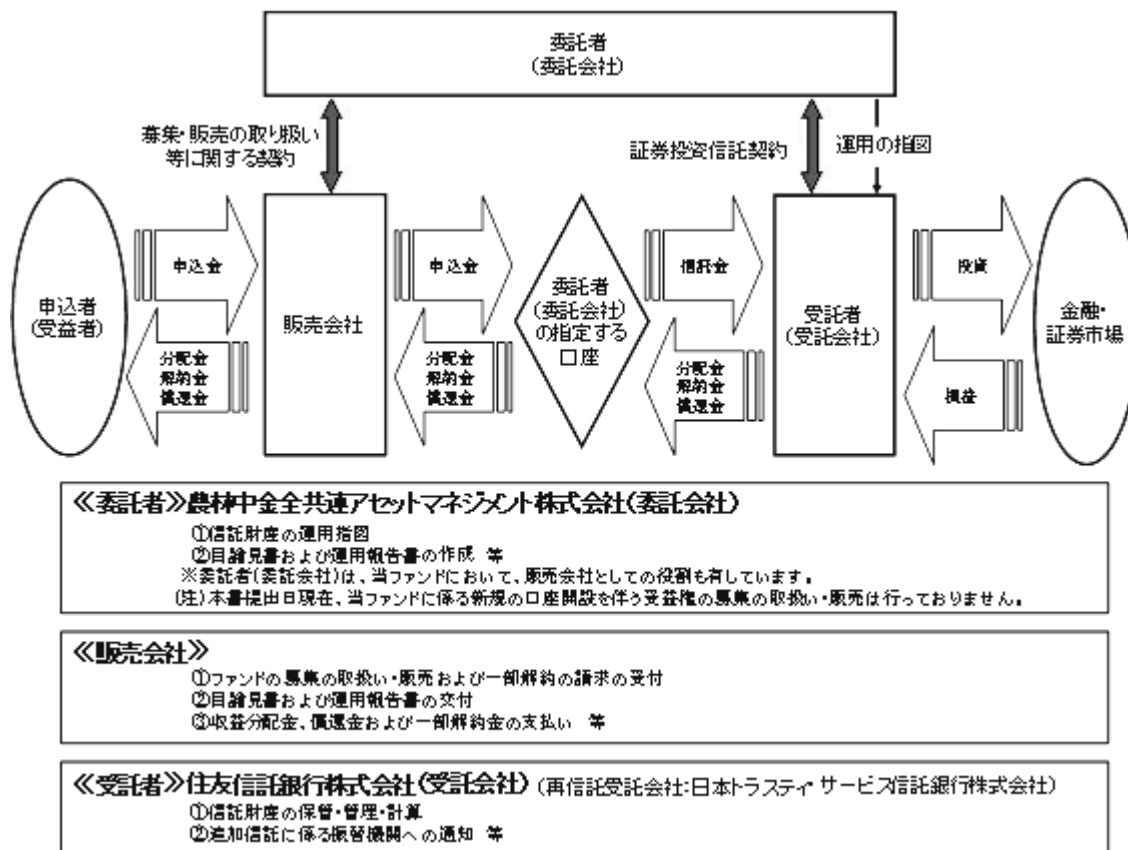


※ 上図は、円相場と基準価額の変動の一般的な相関を示したものであり、実際の基準価額の変動幅については、ファンドに組入れられている債券の内容（価格、利率等）によって異なり、常に一定した変動幅を示すものではありません。

当ファンドにおける「リターンの源泉」と「リスクの所在」は以下のとおりです。

リターン（収益をもたらすもの）	リスク（損失につながるもの）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 為替差益（＝円安となった場合）</li> <li>● 債券利息収入 （＝米国債券から得られるクーポン収入）</li> <li>● 金利変動による収益 （＝米国の金利が低下した場合に、組入米国債券の価格が上昇）</li> </ul>	<p>&lt;為替変動リスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 為替差損（＝円高となった場合）</li> </ul> <p>&lt;金利変動リスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金利変動による損失 （＝米国の金利が上昇した場合に、組入米国債券の価格が下落）</li> </ul>

## (2) 【ファンドの仕組み】



## 委託者（委託会社）の概況（平成22年2月26日現在）

## 資本金の額

19億2千万円

## 沿革

平成5年9月28日 農中投信株式会社設立 資本金15億円

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

平成8年8月20日 投資顧問業務の登録

9月30日 投資一任業務認可取得

10月1日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更 資本金19億2千万円

平成12年10月1日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更

平成19年9月30日 金融商品取引業の登録

## 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	19,550	50.91
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	18,850	49.09



## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針（運用の基本方針）

この投資信託は、主として米国の公社債に投資することにより、利子等収益の確保を図ることを目的として、運用を行います。

「運用の基本方針」および「約款第 条」とは、信託約款の条項等と対応しています。（以下同じ。）

#### b. 運用方法

##### 投資対象

米国の公社債を主要投資対象とします。

##### 投資態度

米国国債を中心とする米国の公社債に投資し、利子等収益の確保に努めます。

なお、外貨建資産については為替ヘッジを行わない方針です。

また、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

### (2)【投資対象】

#### 運用の指図範囲（約款第17条第1項から第3項）

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使および株主割当により取得した株券または新株引受権証書
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号（上記1.～6.）の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをい

います。）

- 9．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 10．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 11．外国の者に対する権利で前号（上記10．）の有価証券の性質を有するもの
- 12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 13．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第5号（上記5．）の証券または証書および第7号（上記7．）の証券または証書のうち第5号（上記5．）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第4号（上記1．～4．）までの証券および第7号（上記7．）の証券のうち第1号から第4号（上記1．～4．）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項（上記 ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

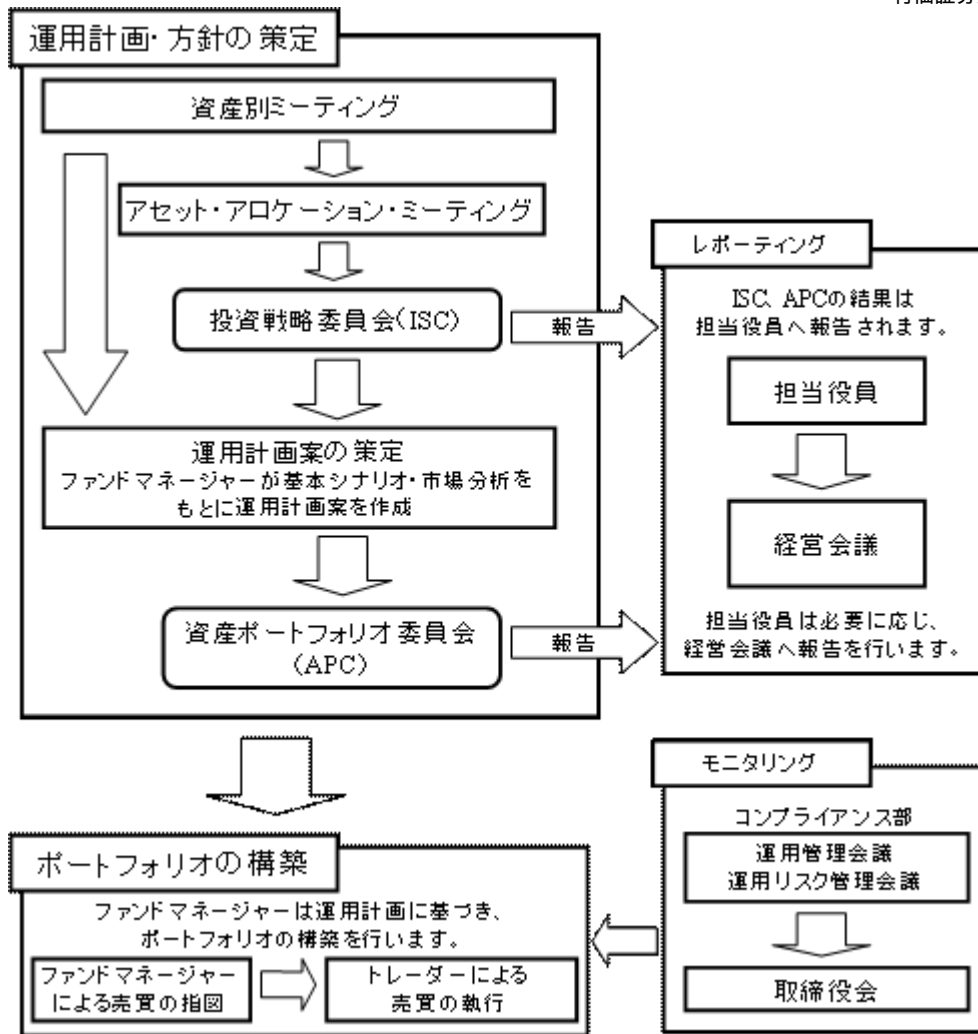
- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号（上記5．）の権利の性質を有するもの

第1項（上記 ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第6号（上記 1．～6．）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】

#### 1．運用体制

農中US債券オープンは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。



### 資産別ミーティング

月1回以上開催。資産別の市場分析・シナリオ案の作成を行います。

### アセット・アロケーション・ミーティング (AAM)

月1回以上開催。資産間のリスク・リターンを相対比較分析を行い、資産配分案を作成します。

### 投資戦略委員会 (ISC)

原則月1回以上開催し、資産配分の決定や各市場の基本シナリオの承認を行います。

### 資産ポートフォリオ委員会 (APC)

原則月1回以上開催し、資産内のセクター、デュレーション等のリスク配分を決定し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

## 2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	30名程度 (うち 投資判断に携わる者 25名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度

## 3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等

を実施します。

運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

##### a．収益分配方針（運用の基本方針 収益分配方針）

毎決算時（毎年1月13日、休業日に該当する場合は翌営業日となります。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

###### 分配対象額の範囲

利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

###### 分配対象額についての分配方針

利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

###### 留保益の運用方針

収益分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

##### b．収益の分配方式（約款第40条）

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

##### c．収益分配金の支払い等

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （５）【投資制限】

##### a．株式への投資制限（運用の基本方針 運用方法（３）投資制限、約款第17条第4項）

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

##### b．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針 運用方法（３）投資制限）

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

## c．投資する株式の範囲（約款第19条）

委託者が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

## d．同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針 運用方法（3）投資制限、約款第20条）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

## e．先物取引等の運用指図・目的・範囲（運用の基本方針 運用方法（3）投資制限、約款第21条）

委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- 2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1．先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- 2．先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第17条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および外貨建組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- f. 同一銘柄の転換社債等への投資制限(運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第22条)
- 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第23条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- h. 外国為替予約の指図(約款第24条)
- 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- i. 有価証券売却等の指図(約款第31条)
- 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- j. 再投資の指図(約款第32条)
- 委託者は、前条(上記i.)の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- k. 資金の借り入れ(約款第33条)
- 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 前項(上記 )の資金借入額は、次の各号(下記1.~3.)に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却などによる受け取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以下
- 前項(上記 )の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- l. デリバティブ取引に係る制限(金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)
- 委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。
- m. 同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)
- 委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するもの

とみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、公社債などの値動きのある証券（外国証券には為替変動リスク等もあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、当ファンドは、金融機関の預貯金と異なり、元金および利息の保証はありません。また、当ファンドは、預金（貯金）保険および保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、登録金融機関の販売の場合には投資者保護基金の対象でもありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは受益者に負っていただくこととなります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

##### 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動（円高・円安）の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

##### 金利変動リスク

一般に、債券は市場金利の変動の影響を受け価格が変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

##### 信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体（国・企業等）の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力（格付）が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト（債務不履行）が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落し、あるいは、無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

##### カントリーリスク

一般に、外国証券（債券・株式等）は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

##### 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引

量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## （２）投資リスクに対する管理体制

### フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが日次ベースでポジションリスク管理およびパフォーマンス管理を行い、適宜、直属管理者に報告しています。

また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか否かを日次ベースで担当ファンドマネージャーおよび直属管理者が管理を行っています。

### ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（コンプライアンス部）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

具体的には、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、運用管理会議を開催してこれらの遵守状況を検証しています。

また、信託財産の運用者として適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しています。

### [ 運用管理会議 ]

原則として月１回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）や運用計画の遵守状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

### [ 運用リスク管理会議 ]

原則として月１回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 4 【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.05%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで） <ホームページアドレス> <a href="http://www.ja-asset.co.jp/">http://www.ja-asset.co.jp/</a>
--

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

### （２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。



## (3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.7875%（税抜0.75%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおりとします。

（年率）

委託者	販売会社	受託者	合計
0.3675% （税抜0.35%）	0.3675% （税抜0.35%）	0.0525% （税抜0.05%）	0.7875% （税抜0.75%）

信託報酬の販売会社への配分は、「第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（2）ファンドの仕組み」に記載されています各業務に対する代行手数料であり、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとし、また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年率0.00315%（税抜0.003%））を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

<個人、法人別の課税の取扱いについて>

個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率10%（所得税7%、地方税3%）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

（注）平成24年1月から、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還により交付を受ける金銭等は、その全額を譲渡収入とみなして課税されます。

一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）は、税率10%（所得税7%、地方税3%）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

（注）平成24年1月から、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

#### 損益通算について

公募株式投資信託や上場株式等の譲渡損失については譲渡益および公募株式投資信託の配当金や上場株式等の配当金等との損益通算が可能です。

利益 損失	株式配当金 株式投資信託配当金	株式投資信託 解約・償還益	株式譲渡益	株式投資信託譲渡益
株式投資信託 解約・償還損	○	○	○	○
株式投資信託 譲渡損	○	○	○	○
株式譲渡損	○	○	○	○

#### 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。なお、税額控除が適用されます。

（注）平成24年1月から、15%（所得税15%、地方税の源泉徴収はありません。）となります。

個人および法人の受益者に対する課税については、平成22年2月時点のものであり、税制が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。

#### < 個別元本について >

追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行は平成12年4月1日の基準価額より適用されており、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合はコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご参照ください。）

#### < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

(注意)

当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度(マル優制度)の対象とはなっておりません。

販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

税制が改正された場合等には、上記の内容が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署などへお問い合わせください。

## 5【運用状況】（平成22年2月26日現在）

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しています。したがって、表示の合計値が個別数値の合計と一致しない場合もあります。

## (1)【投資状況】

資産の種類	地域別 (国名)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	161,111,213	96.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,600,956	3.94
合計(純資産総額)		167,712,169	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率です。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a. 評価額(全銘柄)

国/地域	種類	銘柄名	通貨	数量 (額面)	帳簿価額		評価額		邦貨換算 帳簿価額 (円)	邦貨換算 評価額 (円)	利率 (%)	償還年月日	投資 比率 (%)
					単価 (当該 通貨)	金額 (当該通貨)	単価 (当該 通貨)	金額 (当該通貨)					
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 1.0 111031	ドル	240,000	100.49	241,184.38	100.59	241,425.00	21,569,119	21,590,637	1.0	2011/10/31	12.87
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 1.5 101031	ドル	230,000	100.98	232,255.07	100.83	231,922.65	20,770,570	20,740,842	1.5	2010/10/31	12.37
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 1.00 110731	ドル	230,000	100.53	231,221.87	100.71	231,653.12	20,678,171	20,716,738	1.0	2011/7/31	12.35
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 2.75 100731	ドル	220,000	101.40	223,093.75	101.10	222,423.43	19,951,274	19,891,327	2.75	2010/7/31	11.86
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 0.875 110430	ドル	220,000	100.46	221,014.06	100.58	221,289.06	19,765,287	19,789,880	0.875	2011/4/30	11.80
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 0.875 110131	ドル	220,000	100.49	221,082.81	100.50	221,100.00	19,771,435	19,772,973	0.875	2011/1/31	11.79
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 0.875 101231	ドル	220,000	100.49	221,082.81	100.47	221,048.43	19,771,435	19,768,361	0.875	2010/12/31	11.79
アメ リカ	国債 証券	T-NOTE 2.125 100430	ドル	210,000	100.59	211,246.87	100.32	210,672.65	18,891,807	18,840,455	2.125	2010/4/30	11.23

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額(邦貨換算金額)の比率です。

(注2) 邦貨換算金額は、該当日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により当該通貨金額を邦貨換算しています。

## b. 全銘柄の種類別投資比率

種類別	投資比率（％）
国債証券	96.06
合計	96.06

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価額（邦貨換算金額）の比率です。

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

年月日	純資産総額 (分配落ち)(円)	純資産総額 (分配付き)(円)	基準価額 (分配落ち)(円)	基準価額 (分配付き)(円)
第3期計算期間末 平成13年1月15日	468,017,297	488,869,332	10,100	10,550
第4期計算期間末 平成14年1月15日	459,859,970	534,970,738	10,102	11,752
第5期計算期間末 平成15年1月14日	493,572,640	493,572,640	9,346	9,346
第6期計算期間末 平成16年1月13日	454,880,653	454,880,653	8,492	8,492
第7期計算期間末 平成17年1月13日	441,559,909	441,559,909	8,166	8,166
第8期計算期間末 平成18年1月13日	212,007,055	212,007,055	9,257	9,257
第9期計算期間末 平成19年1月15日	198,334,723	201,349,438	9,868	10,018
第10期計算期間末 平成20年1月15日	178,319,369	178,319,369	9,379	9,379
第11期計算期間末 平成21年1月13日	163,017,813	163,017,813	8,044	8,044
第12期計算期間末 平成22年1月13日	169,496,093	169,496,093	8,214	8,214
平成21年2月末日	176,812,327	-	8,753	-
3月末日	169,225,980	-	8,805	-
4月末日	168,891,889	-	8,768	-
5月末日	168,155,394	-	8,655	-
6月末日	168,137,519	-	8,614	-
7月末日	168,325,846	-	8,560	-
8月末日	165,415,110	-	8,339	-
9月末日	162,228,865	-	8,121	-
10月末日	165,575,766	-	8,233	-
11月末日	158,303,985	-	7,837	-
12月末日	169,713,800	-	8,277	-
平成22年1月末日	167,321,080	-	8,092	-
2月末日	167,712,169	-	8,061	-

(注) 基準価額は、1万口当りの純資産額を表示しています。

## 【分配の推移】

	1万口当り分配金（税込み）
第3期計算期間（平成13年1月15日）	450 円
第4期計算期間（平成14年1月15日）	1,650 円
第5期計算期間（平成15年1月14日）	- 円
第6期計算期間（平成16年1月13日）	- 円
第7期計算期間（平成17年1月13日）	- 円
第8期計算期間（平成18年1月13日）	- 円
第9期計算期間（平成19年1月15日）	150 円
第10期計算期間（平成20年1月15日）	- 円
第11期計算期間（平成21年1月13日）	- 円
第12期計算期間（平成22年1月13日）	- 円

## 【収益率の推移】

	収益率
第3期計算期間（平成13年1月15日）	19.1 %
第4期計算期間（平成14年1月15日）	16.4 %
第5期計算期間（平成15年1月14日）	7.5 %
第6期計算期間（平成16年1月13日）	9.1 %
第7期計算期間（平成17年1月13日）	3.8 %
第8期計算期間（平成18年1月13日）	13.4 %
第9期計算期間（平成19年1月15日）	8.2 %
第10期計算期間（平成20年1月15日）	5.0 %
第11期計算期間（平成21年1月13日）	14.2 %
第12期計算期間（平成22年1月13日）	2.1 %

（注）収益率 = （当期末の分配付き基準価額 - 前期末の分配落ち基準価額） / 前期末の分配落ち基準価額 × 100  
で算出しています。



## 6【手続等の概要】

### （１）申込（販売）手続等

#### 申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われ  
ます。

継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### 取得申込

（イ）当ファンドの取得申込については、原則として午後３時までに取得の申し込みが行われ、  
かつ、当該取得申込の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日  
の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

（ロ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、取  
得申込の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止そ  
の他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およ  
びすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」の  
いずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農中US  
債券オープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）  
を締結します。

「農中US債券オープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）  
については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、こ  
の場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替  
を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口  
数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払い  
と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うこと  
ができます。

#### 申込単位

1万円以上1円単位とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の  
整数倍とします。

#### 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を  
乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.05%（税抜1.0%）となっております。

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

#### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出されます。

## （２）換金（解約）手続等

### 一部解約申込

（イ） 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ） 原則として午後３時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の一部解約の実行の請求として受け付けるものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ） 委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、委託者は、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記 に準じて計算された価額とします。

（ニ） 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許に保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額とし、原則として委託者の営業日において日々算出されます。

### 一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。



・ファンドの申込手数料、基準価額等につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル>0120-439-244(営業日の午前9時から午後5時まで)  
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 主要投資対象資産の評価方法

#### 公社債等の評価について

原則として時価により評価しております。

時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。

1. 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)
2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用いたしません。)
3. 価格情報会社の提供する価額

(注) 残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

#### 外貨建資産の円換算および予約為替の評価(約款第25条)

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

外国為替予約の指図(約款第24条)に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

### (2) 信託期間

このファンドの信託期間は、無期限とします。

### (3) 計算期間

この信託の計算期間は、原則として毎年1月14日から翌年1月13日までとします。

計算期間の終了日が休業日の場合には翌営業日までとし、次の計算期間はその翌日から開始されるものとします。

### (4) 保管について

該当事項はありません。

### (5) 受益者の権利等について

#### 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

支払開始日から5年間請求がない場合には、その権利を失います。

#### 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

支払開始日から10年間請求がない場合には、その権利を失います。

#### 買戻し(一部解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

#### 反対者の買取請求権

重大な約款変更や繰上げ償還に対して異議を申し立てた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

## (6) 信託期間の終了および約款の変更について

## 信託期間の終了（繰上げ償還）

委託者は受益権の総口数が3億口を下回ったとき、受益者のため有利であると認められる場合、またはやむをえない事情が発生したときには、受託者と合意し所定の手続きを経たうえで信託期間終了日前に、当該信託を終了させる場合があります。

また、以下の場合にも所定の手続きを経たうえで、当該信託を解約し信託を終了させることがあります。

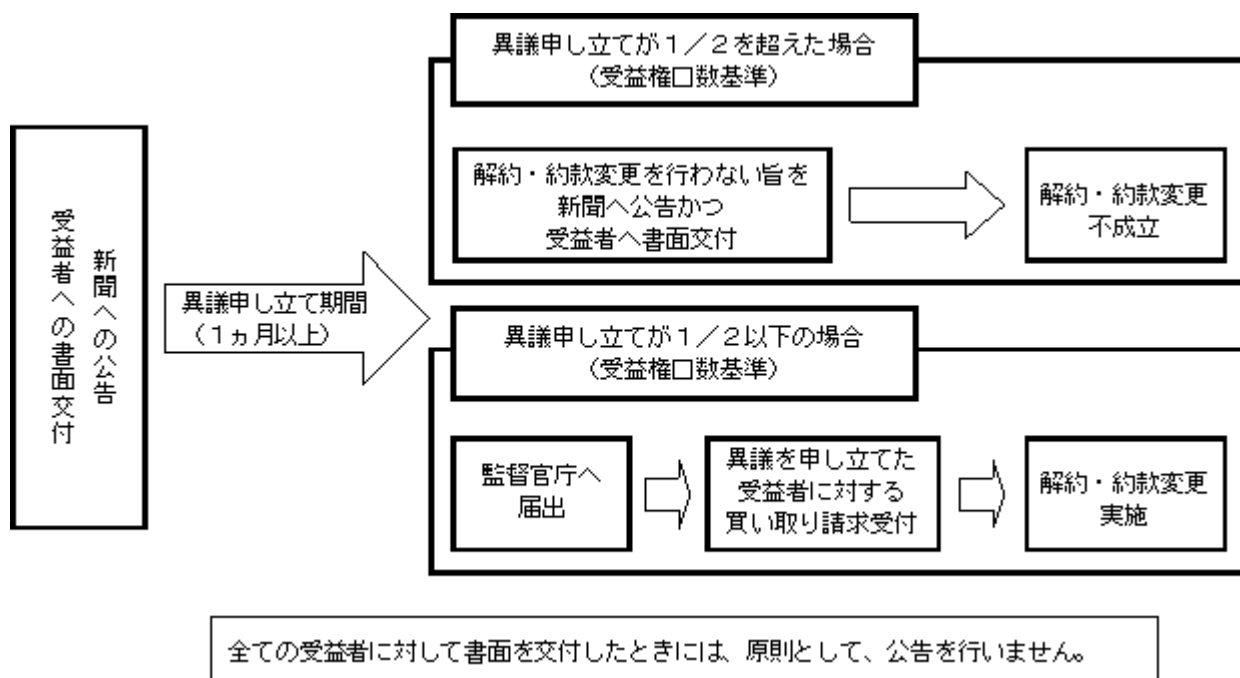
1. 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
2. 監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。  
（監督官庁が他の委託会社に当該信託の業務を引き継ぐことを命じた場合を除く。）
3. 受託者がその任務を辞任した場合または裁判所が受託者を解任した場合に、委託者が新受託者を選任できない場合。

## 約款の変更

委託者は受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または監督官庁からの命令を受けた場合には、受託者と合意の上、約款の変更を行う場合があります。

変更内容がファンドの運営にあたって重大なものの場合には、別途所定の手続きを経たうえで変更を行います。

## (ファンドの繰上げ償還及び重大な約款変更に伴う手続きの概要)



## (参考) 情報提供について

## (1) 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出されます。

基準価額は、委託者または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。

(ファンド名の表示は、「US債券」です。)

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル>0120-439-244(営業日の午前9時から午後5時まで)  
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

## (2) 運用報告書等

### 運用報告書

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

### 有価証券報告書および半期報告書

委託者は、金融商品取引法の規定に基づき有価証券報告書および半期報告書を作成します。

### 臨時報告書

主要な関係法人に異動があった場合およびファンドの運用に関する重要な変更があった場合等には、臨時報告書を作成します。

## (3) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権(投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項)

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

## (4) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 第2【財務ハイライト情報】

本項の記載事項は、「第三部 ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」から抜粋して記載したものです。当該「財務諸表」については、前期は新日本有限責任監査法人、当期はあらた監査法人による監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。

農中US債券オープン  
1【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成21年1月13日現在)	第12期 (平成22年1月13日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	403,678	564,042
コール・ローン	6,569,432	8,112,974
国債証券	155,069,988	160,690,495
未収利息	1,564,855	734,905
前払費用	114,516	55,314
流動資産合計	163,722,469	170,157,730
資産合計	163,722,469	170,157,730
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	46,615	43,771
未払委託者報酬	652,552	612,712
その他未払費用	5,489	5,154
流動負債合計	704,656	661,637
負債合計	704,656	661,637
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	202,666,062	206,357,899
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	39,648,249	36,861,806
（分配準備積立金）	19,852,262	19,996,518
元本等合計	163,017,813	169,496,093
純資産合計	163,017,813	169,496,093
負債純資産合計	163,722,469	170,157,730



## 2【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第11期 自平成20年 1月16日 至平成21年 1月13日	第12期 自平成21年 1月14日 至平成22年 1月13日
<b>営業収益</b>		
受取利息	6,039,829	3,388,023
有価証券売買等損益	78,239	2,055,107
為替差損益	31,197,792	3,810,431
その他収益	66,455	63,431
営業収益合計	25,169,747	5,206,778
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	93,376	87,733
委託者報酬	1,307,058	1,228,218
その他費用	65,870	66,502
営業費用合計	1,466,304	1,382,453
営業利益	26,636,051	3,824,325
経常利益	26,636,051	3,824,325
当期純利益	26,636,051	3,824,325
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	692,156	1,150,096
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,815,506	39,648,249
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,481,738	4,232,765
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,481,738	4,232,765
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,370,586	4,120,551
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,370,586	4,120,551
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	39,648,249	36,861,806

[次へ](#)

## &lt;注記表&gt;

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期 (自平成20年1月16日 至平成21年1月13日)	第12期 (自平成21年1月14日 至平成22年1月13日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価により評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用いたしません。) 価格提供会社の提供する価額</p>	<p>国債証券 同左</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 同左</p>
4. その他	<p>(1)外貨建取引等の会計処理 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2)計算期間に関する事項 前計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成20年1月16日から平成21年1月13日となっております。</p>	<p>(1)外貨建取引等の会計処理 同左</p> <p>(2)計算期間に関する事項</p>

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### （1）受益証券の名義書換手続き

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### （2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### （3）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### （4）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### （5）受益権の再分割

委託者は、社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### （6）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

#### （7）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

後述の「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、以下のとおりです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込（販売）手続等
  - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - （1）資産の評価
    - （2）保管
    - （3）信託期間
    - （4）計算期間
    - （5）その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
    - （1）貸借対照表
    - （2）損益及び剰余金計算書
    - （3）注記表
    - （4）附属明細表
  - 2 ファンドの現況
    - 純資産額計算書 平成 年 月 日
    - 資産総額
    - 負債総額
    - 純資産総額（ - ）
    - 発行済数量
    - 1 単位当り純資産額（ / ）
- 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成10年1月16日 信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日  
平成12年11月15日 有価証券届出書の提出  
平成12年12月1日 継続申込の開始日  
平成19年1月4日 振替制度へ移行

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### （1）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われ  
ず。

継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

##### （2）取得申込

（イ）当ファンドの取得申込については、原則として午後3時までに取得の申し込みが行われ、  
かつ、当該取得申込の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日  
の申し込みとします。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

（ロ）委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、取  
得申込の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止そ  
の他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およ  
びすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込の際、「分配金受取（一般）コース」もしくは「分配金再投資  
（累積投資）コース」のいずれかをお申し出ください。

「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支  
払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。

「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動  
的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をい  
います。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「農中US  
債券オープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）  
を締結します。

「農中US債券オープン累積投資規定」に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）  
については、別の名称で同様の権利義務内容を定める契約または規定が用いられることがあり、この  
場合には、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替  
を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口  
数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払い  
と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うこと  
ができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座

簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### （３）申込単位

1万円以上1円単位とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整数倍とします。

### （４）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.05%（税抜1.0%）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

### （５）申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル> 0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
<ホームページアドレス> <http://www.ja-asset.co.jp/>

## 2【換金（解約）手続等】

### （１）一部解約申込

（イ） 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ） 原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受け付けに係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の一部解約の実行の請求として受け付けるものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

（ハ） 委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、委託者は金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記（２）に準じて計算された価額とします。

- （二）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## （２）解約価額

解約価額は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額とし、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
<フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
<ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

## （３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### a. 基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第6条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

###### <外貨建資産の円換算および予約為替の評価（約款第25条）>

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

外国為替予約の指図（約款第24条）に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

###### b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および社団法人投資信託協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
公社債等	<p>原則として時価により評価しております。</p> <p>時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。</p> <p>日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）</p> <p>金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用いたしません。）</p> <p>価格情報会社の提供する価額</p> <p>（注）残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。</p>

###### c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「US債券」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口  
 <フリーダイヤル>0120-439-244（営業日の午前9時から午後5時まで）  
 <ホームページアドレス><http://www.ja-asset.co.jp/>

##### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

信託期間（約款第3条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第45条第7項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日まで）とします。

##### (4)【計算期間】



## 信託の計算期間（約款第36条）

- a . この信託の計算期間は、毎年1月14日から翌年1月13日までとします。  
ただし、第1計算期間は、平成10年1月16日から平成11年1月13日までとします。
- b . 上記a . の規定にかかわらず、上記a . の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

## （5）【その他】

## a . 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

## （イ）信託の一部解約（約款第45条第7項から第12項）

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が3億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

## （ロ）信託契約の解約（約款第46条）

委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じ

ている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(八) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第47条第1項)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(二) 委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い(約款第48条)

委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い(約款第50条)

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第47条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第51条の規定にしたがいます。

(ロ) 信託約款の変更(約款第51条)

委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. その他の契約の変更

< 募集・販売の取扱い等に関する契約 >

委託者と販売会社(取次登録金融機関は除きます。)との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

せん。

d . 運用報告書等

< 運用報告書 >

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

< 有価証券報告書および半期報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

< 臨時報告書 >

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

e . 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第49条）

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f . 公告（約款第53条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g . 信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第54条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h . 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 2【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払いを開始するものとします。なお、平成19年1月4日以降においても、約款第44条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

収益分配金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社（委託者は除きます。）は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は上記の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

上記に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

#### （ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

償還金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

#### （ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。<sup>（注）</sup>

（注）ただし、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

また、金融商品取引所や外国金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約金は、約款第45条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

一部解約金の支払い は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(二) 反対者の買取請求権（約款第51条の2）

約款第45条もしくは約款第46条に規定する信託契約の解約または約款第51条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第45条第9項および約款第46条第3項または約款第51条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

上記の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(ホ) 投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第2項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については約款第43条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第43条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第42条））

#### 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成20年1月16日から平成21年1月13日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、第12期計算期間（平成21年1月14日から平成22年1月13日まで）の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】  
 農中US債券オープン  
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第11期 (平成21年1月13日現在)	第12期 (平成22年1月13日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	403,678	564,042
コール・ローン	6,569,432	8,112,974
国債証券	155,069,988	160,690,495
未収利息	1,564,855	734,905
前払費用	114,516	55,314
流動資産合計	163,722,469	170,157,730
資産合計	163,722,469	170,157,730
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	46,615	43,771
未払委託者報酬	652,552	612,712
その他未払費用	5,489	5,154
流動負債合計	704,656	661,637
負債合計	704,656	661,637
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	202,666,062	206,357,899
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	39,648,249	36,861,806
( 分配準備積立金 )	19,852,262	19,996,518
元本等合計	163,017,813	169,496,093
純資産合計	163,017,813	169,496,093
負債純資産合計	163,722,469	170,157,730

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自平成20年 1月16日 至平成21年 1月13日	第12期 自平成21年 1月14日 至平成22年 1月13日
<b>営業収益</b>		
受取利息	6,039,829	3,388,023
有価証券売買等損益	78,239	2,055,107
為替差損益	31,197,792	3,810,431
その他収益	66,455	63,431
営業収益合計	25,169,747	5,206,778
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	93,376	87,733
委託者報酬	1,307,058	1,228,218
その他費用	65,870	66,502
営業費用合計	1,466,304	1,382,453
営業利益	26,636,051	3,824,325
経常利益	26,636,051	3,824,325
当期純利益	26,636,051	3,824,325
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	692,156	1,150,096
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	11,815,506	39,648,249
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,481,738	4,232,765
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,481,738	4,232,765
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,370,586	4,120,551
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,370,586	4,120,551
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	39,648,249	36,861,806



## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11期 (自平成20年1月16日 至平成21年1月13日)	第12期 (自平成21年1月14日 至平成22年1月13日)
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、原則として時価により評価しております。 時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用いたしません。） 価格提供会社の提供する価額</p>	<p>国債証券 同左</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>	<p>有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益の計上基準 同左</p>
4. その他	<p>(1)外貨建取引等の会計処理 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2)計算期間に関する事項 前計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成20年1月16日から平成21年1月13日となっております。</p>	<p>(1)外貨建取引等の会計処理 同左</p> <p>(2)計算期間に関する事項</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	第11期 (平成21年1月13日現在)	第12期 (平成22年1月13日現在)
1. 計算期間末における 受益権の総数	202,666,062口	206,357,899口

2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は39,648,249円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は36,861,806円であります。
3.計算期間の末日における 一単位当たりの純資産の額		
一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.8044円 (8,044円)	0.8214円 (8,214円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11期 (自平成20年1月16日 至平成21年1月13日)	第12期 (自平成21年1月14日 至平成22年1月13日)
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(4,321,035円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(24,344,564円)、及び分配準備積立金(15,531,227円)より、分配対象収益は44,196,826円(一万口当たり2,180.77円)であります。基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配は行っておりません。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,207,978円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(27,416,174円)、及び分配準備積立金(17,788,540円)より、分配対象収益は47,412,692円(一万口当たり2,297.60円)であります。基準価額水準、市況動向等を勘案し、分配は行っておりません。</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

第11期 (自 平成20年1月16日 至 平成21年1月13日)	第12期 (自 平成21年1月14日 至 平成22年1月13日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

第11期 (自 平成20年1月16日 至 平成21年1月13日)	第12期 (自 平成21年1月14日 至 平成22年1月13日)
期首元本額 190,134,875円	期首元本額 202,666,062円
期中追加設定元本額 35,722,167円	期中追加設定元本額 25,462,362円
期中一部解約元本額 23,190,980円	期中一部解約元本額 21,770,525円

## 2. 売買目的有価証券

種 類	第11期 (平成21年1月13日現在)		第12期 (平成22年1月13日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	155,069,988	734,124	160,690,495	789,622
合 計	155,069,988	734,124	160,690,495	789,622

### 3. デリバティブ取引関係 取引の状況に関する事項

区分	第11期 (自 平成20年1月16日 至 平成21年1月13日)	第12期 (自 平成21年1月14日 至 平成22年1月13日)
1. 取引の内容	当該投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同 左
2. 取引に対する取組方針及び取引の利用目的	為替予約取引は、為替変動リスクを低減することを目的に行っており、投機的な取引は行わない方針であります。	同 左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。また、為替予約取引は、相手方の契約不履行によるリスクを有しております。	同 左
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、信託約款並びに取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用部門が指図し、リスク管理部門が日常的にこれを監視しております。	同 左

#### 取引の時価等に関する事項

第11期 (自 平成20年1月16日 至 平成21年1月13日)	第12期 (自 平成21年1月14日 至 平成22年1月13日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

別紙参照。

##### 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 有価証券明細表（株式以外の有価証券）

通貨名	種類	銘柄名	券面総額 (当該通貨)	評価額 (当該通貨)	備考
米ドル	国債証券	T-NOTE 0.875 101231	220,000.00	221,082.81	
	国債証券	T-NOTE 0.875 110131	220,000.00	221,082.81	
	国債証券	T-NOTE 0.875 110430	220,000.00	221,014.06	
	国債証券	T-NOTE 1.00 110731	230,000.00	231,221.87	
	国債証券	T-NOTE 1.5 101031	230,000.00	232,255.07	
	国債証券	T-NOTE 2.125 100131	200,000.00	200,187.50	
	国債証券	T-NOTE 2.125 100430	210,000.00	211,246.87	
	国債証券	T-NOTE 2.75 100731	220,000.00	223,093.75	
	種類別小計		1,750,000.00	1,761,184.74	
	通貨計		1,750,000.00	1,761,184.74	
			(160,690,495)		
	合計		1,761,184.74		
			(160,690,495)		

## 有価証券明細表注記

- 1.通貨の種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算金額であります。
- 2.合計金額欄の( )内は、外貨建証券の邦貨換算金額であり、内書であります。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨名	銘柄数	組入債券 時価比率(%)	合計金額に 対する比率(%)
米ドル	国債証券 8銘柄	94.8	100.00
合計		94.8	100.00

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】（平成22年2月26日現在）

資産総額	167,873,115円
負債総額	160,946円
純資産総額（ - ）	167,712,169円
発行済数量	208,062,256口
1万口当り純資産額（ / ×10,000）	8,061円

## 第5【設定及び解約の実績】

期 間	設定数量（口）	解約数量（口）
第3期計算期間 自平成12年1月14日 至平成13年1月15日	93,559,913	71,413,534
第4期計算期間 自平成13年1月16日 至平成14年1月15日	53,050,436	61,212,226
第5期計算期間 自平成14年1月16日 至平成15年1月14日	96,278,426	23,368,736
第6期計算期間 自平成15年1月15日 至平成16年1月13日	24,752,331	17,215,453
第7期計算期間 自平成16年1月14日 至平成17年1月13日	30,377,343	25,315,454
第8期計算期間 自平成17年1月14日 至平成18年1月13日	32,252,973	343,951,891
第9期計算期間 自平成18年1月14日 至平成19年1月15日	34,665,506	62,710,785
第10期計算期間 自平成19年1月16日 至平成20年1月15日	53,944,115	64,790,277
第11期計算期間 自平成20年1月16日 至平成21年1月13日	35,722,167	23,190,980
第12期計算期間 自平成21年1月14日 至平成22年1月13日	25,462,362	21,770,525

（注）本邦以外において設定及び解約の実績はありません。



## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（平成22年2月26日現在）

19億2千万円

発行する株式の総数：116,400株

発行済株式総数：38,400株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### a. 委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

###### b. 運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

運用に関する会議等

###### 1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

###### 2. 資産ポートフォリオ委員会

原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

###### 3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

###### 4. 個別ファンド運用会議

運用担当役員が、特に必要と認めたファンドの運用方針を、個別に審議し決定します。

###### 5. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況について報告・審議を行います。

###### 6. 運用管理会議

原則として月1回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況の検証および運用計画と実績の検証を行います。



## 運用の流れ

## 1．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

## 2．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

## 3．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議や運用管理会議による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業としての業務を行っています。

平成22年2月26日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託の総ファンド数は60本、純資産総額合計は1,059,621百万円（ともにマザーファンドを除く）であり、その概要は以下のとおりとなります。

（平成22年2月26日現在）

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	58本	969,198百万円
追加型公社債投資信託	2本	90,422百万円
合計	60本	1,059,621百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人の監査を受けており、第16期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表については新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

## 1. 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	1	5,984,678		5,120,541	
分別金信託		10,000		10,000	
前払費用		48,162		48,285	
未収委託者報酬		697,920		373,844	
未収運用受託報酬		108,336		100,387	
未収収益		39,317		57,605	
未収還付法人税等		-		228,002	
繰延税金資産		87,416		37,928	
その他		1,013		159	
流動資産計		6,976,846		5,976,755	
固定資産					
有形固定資産		174,940		144,470	
建物	2	116,099		104,642	
器具備品	2	58,841		39,827	
無形固定資産		7,298		7,259	
電話加入権等		7,298		7,259	
投資その他の資産		1,057,272		1,686,929	
投資有価証券		664,088		1,286,961	
長期差入保証金		290,893		290,893	
長期前払費用		1,753		1,446	
会員権		11,924		19,300	
繰延税金資産		62,694		62,409	
その他		25,918		25,918	
固定資産計		1,239,511		1,838,659	
資産合計		8,216,357		7,815,415	

		前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			5,825		6,378
未払金			265,992		155,773
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料	1	258,983		148,614	
その他未払金		3,863		4,012	
未払費用			72,787		67,378
未払法人税等			192,920		3,976
未払消費税等			12,713		9,432
前受運用受託報酬			63,987		6,516
賞与引当金			149,120		144,355
流動負債計			763,347		393,811
固定負債					
退職給付引当金			64,056		73,642
役員退任慰労引当金			47,300		38,300
固定負債計			111,356		111,942
負債合計			874,703	505,753	
(純資産の部)					
株主資本					
資本金	3		1,920,000		1,920,000
利益剰余金					
利益準備金		60,600		70,200	
その他利益剰余金		5,398,617		5,419,789	
任意積立金		4,425,000		5,205,000	
繰越利益剰余金		973,617		214,789	
利益剰余金計			5,459,217		5,489,989
株主資本計			7,379,217		7,409,989
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額 金			37,563		100,327
評価・換算差額等計			37,563		100,327
純資産合計			7,341,653	7,309,662	

負債・純資産合計			8,216,357		7,815,415
----------	--	--	-----------	--	-----------

## (2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
委託者報酬			4,555,793		2,907,987
販売手数料			4,443		-
運用受託報酬			668,484		609,330
受取手数料			24,303		13,379
営業収益計			5,253,025		3,530,697
営業費用					
支払手数料	2		813,577		554,800
広告宣伝費			544		140
受益証券発行費			440		-
調査費			291,328		287,865
調査費		283,545		280,045	
委託調査費		4,440		5,060	
図書費		3,343		2,760	
委託計算費			148,536		125,668
業務委託料			429,896		244,806
営業雑経費			148,899		113,456
通信費		30,657		27,398	
印刷費		96,929		68,141	
協会費		13,532		10,673	
諸会費		1,777		1,865	
その他営業雑経費		6,002		5,378	
営業費用計			1,833,223		1,326,737
一般管理費					
給料			1,104,071		1,123,020
役員報酬	1	84,147		85,448	
給料・手当		688,956		725,834	
賞与		167,448		155,681	
賞与引当金繰入		149,120		144,355	
役員退任慰労引当金繰入		14,400		11,700	
福利厚生費			137,280		141,622
交際費			16,803		11,233

旅費交通費			27,893		21,868
租税公課			23,232		18,511
不動産賃借料			313,317		324,879
賃借料			1,872		240
退職給付費用			9,741		16,882
固定資産減価償却費			43,917		32,935
業務委託費			358,371		185,642
諸経費			133,474		80,103
一般管理費計			2,169,975		1,956,939
営業利益			1,249,825		247,020

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業外収益					
受取利息	2		26,818		32,358
受取配当金			7,465		6,158
その他			3,534		3,175
営業外収益計			37,819		41,691
営業外費用					
支払利息			878		279
投資有価証券売却損			897		-
その他			12		435
営業外費用計			1,787		714
経常利益			1,285,857		287,997
特別利益					
事務所移転立退料			226,500		-
特別利益計			226,500		-
特別損失					
固定資産除却損	3		88		560
投資有価証券評価損			-		49,910
特別損失計			88		50,470
税引前当期純利益			1,512,269		237,526
法人税、住民税及び事業税		570,118		58,903	
法人税等調整額		66,583	636,701	51,850	110,754
当期純利益			875,567		126,772



## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,920,000	1,920,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,920,000	1,920,000
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
前期末残高	51,000	60,600
当期変動額		
剰余金の配当	9,600	9,600
当期変動額合計	9,600	9,600
当期末残高	60,600	70,200
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>任意積立金</b>		
前期末残高	3,565,000	4,425,000
当期変動額		
任意積立金の積立	860,000	780,000
当期変動額合計	860,000	780,000
当期末残高	4,425,000	5,205,000
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	1,063,649	973,617
当期変動額		
任意積立金の積立	860,000	780,000
剰余金の配当	105,600	105,600
当期純利益	875,567	126,772
当期変動額合計	90,032	758,827
当期末残高	973,617	214,789
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	4,679,649	5,459,217
当期変動額		
任意積立金の積立	-	-
剰余金の配当	96,000	96,000

当期純利益	875,567	126,772
当期変動額合計	779,567	30,772
当期末残高	5,459,217	5,489,989
株主資本合計		
前期末残高	6,599,649	7,379,217
当期変動額		
剰余金の配当	96,000	96,000
当期純利益	875,567	126,772
当期変動額合計	779,567	30,772
当期末残高	7,379,217	7,409,989
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,353	37,563
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額（純額）	36,210	62,763
当期変動額合計	36,210	62,763
当期末残高	37,563	100,327
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,353	37,563
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額（純額）	36,210	62,763
当期変動額合計	36,210	62,763
当期末残高	37,563	100,327
純資産合計		
前期末残高	6,598,296	7,341,653
当期変動額		
剰余金の配当	96,000	96,000
当期純利益	875,567	126,772
株主資本以外の項目の当		
期変動額（純額）	36,210	62,763
当期変動額合計	743,357	31,991
当期末残高	7,341,653	7,309,662

[次へ](#)

## 重要な会計方針

項目	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>_____</p> <p>その他有価証券 市場価格のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時 価法(評価差額は全部純資産直入 法により処理し、売却原価は総平 均法により算定)を採用しており ます。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採 用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 同 左</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1 日以降取得した建物(附属設備 は除く。)については定額法)を 採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 建物 8~50年 器具備品 4~15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払い に備えるため、支給見込額を計上 しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるた め、当事業年度末における退職給 付債務の見込額に基づき計上し ております。</p> <p>(3) 役員退任慰労引当金 役員の退任慰労金の支給に備 えるため、内規に基づく期末要支 給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(3) 役員退任慰労引当金 同 左</p>
4. リース取引の処理方 法	<p>リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引に ついては、通常の賃貸借取引に係 る方法に準じた会計処理によっ ております。</p>	<p>所有権移転外ファイナンス ・リース取引のうち、リース取 引開始日が平成20年4月1日前 に開始する事業年度に属する ものについては、通常の賃貸借 取引に準じた会計処理によっ ております。</p>

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左
----------------------------	---------------------------------------	------------------

## 会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(固定資産の減価償却の方法) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ8,390千円減少しております。</p>	<p>_____</p> <p>(リース取引の処理方法) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準および適用指針を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

## 追加情報

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。</p>	<p>_____</p>

## 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において「未収投資顧問料」として表示されていたものは、当事業年度から「未収運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>前事業年度において「前受投資顧問料」として表示されていたものは、当事業年度から「前受運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において「投資顧問料」として表示されていたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。</p>	<hr/>

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 （平成20年3月31日）	当事業年度 （平成21年3月31日）
<p>1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>預 金 5,946,669千円 未払手数料 8,744千円</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>預 金 5,060,084千円 未払手数料 7,181千円</p>
<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 12,574千円 器具備品 75,904千円 合 計 88,479千円</p>	<p>2 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建 物 24,030千円 器具備品 90,608千円 合 計 114,639千円</p>
<p>3 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>授権株式数 116,400株 発行済株式総数 38,400株</p>	<p>3 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>授権株式数 116,400株 発行済株式総数 38,400株</p>

## （損益計算書関係）

前事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	当事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
<p>1 役員報酬の範囲額</p> <p>取締役 年額 120,000千円以内 監査役 年額 30,000千円以内</p>	<p>1 役員報酬の範囲額 同 左</p>
<p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。</p> <p>受取利息 26,449千円 代行手数料 109,288千円</p>	<p>2 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりです。</p> <p>受取利息 28,640千円 代行手数料 84,591千円</p>
<p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。</p> <p>器具備品 88 千円 合 計 88 千円</p>	<p>3 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。</p> <p>器具備品 560 千円 合 計 560 千円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
合計	38,400			38,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	96,000	2,500	平成19年3月31日	平成19年6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	96,000	利益剰余金	2,500	平成20年3月31日	平成20年6月26日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	38,400			38,400
合計	38,400			38,400

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	96,000	2,500	平成20年3月31日	平成20年6月26日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	19,200	利益剰余金	500	平成21年3月31日	平成21年6月26日



## （リース取引関係）

<p style="text-align: center;">前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 当社の当事業年度末のリース契約は全て、契約1件当りの金額が3,000千円以下のものがありますので記載を省略しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額 当社の当事業年度末のリース契約は全て、契約1件当りの金額が3,000千円以下のものがありますので記載を省略しております。</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料           1,693千円 減価償却費相当額       515千円 支払利息相当額         32千円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 同 左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額 同 左</p> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料           195千円 減価償却費相当額       172千円 支払利息相当額         14千円</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同 左</p>

## (有価証券関係)

前事業年度(平成20年3月31日現在)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	119,875	123,239	3,364
	小計	119,875	123,239	3,364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	581,383	540,849	40,533
	小計	581,383	540,849	40,533
合計		701,258	664,088	37,169

## 2. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
証券投資信託	19,572	38,109	9,825	-
合計	19,572	38,109	9,825	-

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
99,102	-	897

当事業年度(平成21年3月31日現在)

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
利付債	750,000	752,450	2,450
合計	750,000	752,450	2,450

## 2. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	証券投資信託	9,955	10,004	49
	小計	9,955	10,004	49
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	証券投資信託	629,017	526,957	102,060
	小計	629,017	526,957	102,060
合計		638,972	536,961	102,011

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は49,910千円であります。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

## 3. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
証券投資信託	-	45,728	-	-
合計	-	45,728	-	-

## 4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
-	-	-

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

## 2. 退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	64,056	73,642
(2) 年金資産		
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2)	64,056	73,642
(4) 会計基準変更時差異の未処理額		
(5) 未認識数理計算上の差異		
(6) 未認識過去勤務債務(債務の減額)		
(7) 貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) + (6)	64,056	73,642
(8) 前払年金費用		
(9) 退職給付引当金(7) - (8)	64,056	73,642

## 3. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用	9,741	16,882
(1) 勤務費用		
(2) 利息費用		
(3) 期待運用収益(減算)		
(4) 会計処理基準変更時差異の費用 処理額		
上記(1)から(3)については、簡便法を 採用しておりますので記載を省略して おります。		

## 4. 退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
(1) 割引率 (2) 期待運用収益率 (3) 退職給付見込額の期間配分方法 (4) 過去勤務債務の処理年数 (5) 会計基準変更時差異の処理年数 上記(1)から(3)については、簡便法を 採用しておりますので記載を省略して おります。		

(税効果会計関係)

(単位：千円)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (繰延税金資産)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (繰延税金資産)
ソフトウェア償却超過額 17,777	ソフトウェア償却超過額 15,176
賞与引当金損金算入限度超過額 60,676	賞与引当金損金算入限度超過額 58,738
役員退任慰労引当金否認 19,246	役員退任慰労引当金否認 15,584
その他有価証券評価差額金 974	その他有価証券評価差額金 1,703
その他 <u>52,803</u>	退職給付引当金損金算入限度超過額 29,964
繰延税金資産計 151,479	その他 <u>10,785</u>
	繰延税金資産小計 131,952
	評価性引当額 —
	<u>15,584</u>
	繰延税金資産合計 116,368
(繰延税金負債)	(繰延税金負債)
その他有価証券評価差額金 1,368	未収還付事業税 16,010
差引：繰延税金資産の純額 <u>150,110</u>	その他有価証券評価差額金 <u>19</u>
	繰延税金負債合計 —
	<u>16,030</u>
	差引：繰延税金資産の純額 <u>100,337</u>

**税効果会計適用後の法人税等の負担率を試算した場合の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳** **40.0**

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

2.1 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

(%)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

( 関連当事者との取引 )

前事業年度(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	2,016,033 百万円	金融業	被所有 直接50.91%	兼任 1名	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱等	代行手数料 ( *1 ) 預金利息 ( *2 )	109,288 26,449	未払手数料 預金	8,744 5,946,669

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*2)預金に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度(自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	農林中央 金庫	東京都 千代田区	3,421,370 百万円	金融業	被所有 直接50.91%	兼任 1名	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱等	代行手数料 ( *1 ) 預金利息 ( *2 )	84,591 28,644	未払手数料 預金	7,181 5,060,084

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1)投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*2)預金に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## ( 1 株当たり情報 )

前事業年度 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額 191,188円89銭 1 株当たり当期純利益 22,801円23銭	1 株当たり純資産額 190,355円78銭 1 株当たり当期純利益 3,301円36銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 875,567千円 普通株式に係る当期純利益 875,567千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 38,400株	1 株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 126,772千円 普通株式に係る当期純利益 126,772千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 38,400株

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同 左

[次へ](#)

## 2. 中間財務諸表

## (1) 中間貸借対照表

		第17期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		3,929,050
分別金信託		10,000
立替金		1,464,045
前払費用		80,677
未収委託者報酬		406,350
未収運用受託報酬		117,766
未収収益		3,929
繰延税金資産		59,265
その他		161
流動資産計		6,071,246
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	99,916
器具備品	1	35,578
無形固定資産		
投資その他の資産		2,206,087
投資有価証券		1,824,975
長期差入保証金		290,893
長期前払費用		1,272
会員権		16,424
繰延税金資産		46,603
その他		25,918
固定資産計		2,348,822
資産合計		8,420,069



		第17期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
科目	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		500,000
預り金		5,578
未払金		185,214
未払費用		63,832
未払法人税等		36,246
未払消費税等		1,556
前受運用受託報酬		42,954
賞与引当金		114,124
流動負債計		949,508
固定負債		
退職給付引当金		79,954
役員退任慰労引当金		16,500
固定負債計		96,454
負債合計		1,045,962
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		1,920,000
利益剰余金		
利益準備金		72,120
その他利益剰余金		5,448,959
別途積立金		5,305,000
繰越利益剰余金		143,959
利益剰余金計		5,521,079
株主資本計		7,441,079
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		66,972
評価・換算差額等計		66,972
純資産合計		7,374,107
負債・純資産合計		8,420,069

## ( 2 ) 中間損益計算書

		第17期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
科目	注記 番号	金額 (千円)
営業収益		
委託者報酬		1,145,738
運用受託報酬		289,690
営業収益計		1,435,428
営業費用		
支払手数料		230,112
その他		290,252
営業費用計		520,365
一般管理費	1	858,641
営業利益		56,421
営業外収益	2	23,308
営業外費用	3	30
経常利益		79,699
特別損失	4	2,875
税引前中間純利益		76,824
法人税、住民税及び事業税		35,535
法人税等調整額		9,001
法人税等合計		26,534
中間純利益		50,290

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

第17期中間会計期間  
(自平成21年4月1日  
至平成21年9月30日)

株主資本	
資本金	
前期末残高	1,920,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,920,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	70,200
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,920
当中間期変動額合計	1,920
当中間期末残高	72,120
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	5,205,000
当中間期変動額	
別途積立金の積立	100,000
当中間期変動額合計	100,000
当中間期末残高	5,305,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	214,789
当中間期変動額	
別途積立金の積立	100,000
剰余金の配当	21,120
中間純利益	50,290
当中間期変動額合計	70,829
当中間期末残高	143,959
利益剰余金合計	
前期末残高	5,489,989
当中間期変動額	
剰余金の配当	19,200
中間純利益	50,290
当中間期変動額合計	31,090
当中間期末残高	5,521,079

第17期中間会計期間  
(自平成21年4月1日  
至平成21年9月30日)

株主資本合計	
前期末残高	7,409,989
当中間期変動額	
剰余金の配当	19,200
中間純利益	50,290
当中間期変動額合計	31,090
当中間期末残高	7,441,079
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	100,327
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	33,355
当中間期変動額合計	33,355
当中間期末残高	66,972
評価・換算差額等合計	
前期末残高	100,327
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	33,355
当中間期変動額合計	33,355
当中間期末残高	66,972
純資産合計	
前期末残高	7,309,662
当中間期変動額	
剰余金の配当	19,200
中間純利益	50,290
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	33,355
当中間期変動額合計	64,445
当中間期末残高	7,374,107

## 中間財務諸表の作成の基本となる重要な事項

項目	第17期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 その他有価証券 市場価格のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～50年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (3) 役員退任慰労引当金 役員の退任慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

第17期中間会計期間末 （平成21年9月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額	125,752千円

## （中間損益計算書関係）

第17期中間会計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	11,112千円
無形固定資産	19千円
2 営業外収益の主要項目	
受取利息	16,511千円
受取配当金	70千円
還付加算金	6,679千円
3 営業外費用の主要項目	
支払利息	30千円
4 特別損失の主要項目	
会員権評価損	2,875千円

## （中間株主資本等変動計算書関係）

第17期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	38,400			38,400
合計（株）	38,400			38,400

## 2. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	19,200	500	平成21年3月31日	平成21年6月26日

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

## （有価証券関係）

第17期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

## 1．満期保有目的の債券で時価のあるもの（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
利付債	1,250,000	1,276,300	26,300
合計	1,250,000	1,276,300	26,300

## 2．その他有価証券で時価のあるもの（単位：千円）

	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
証券投資信託	640,160	574,975	65,185
合計	640,160	574,975	65,185

## （デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

第17期中間会計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）	
1株当たり純資産額	192,034円04銭
1株当たり中間純利益金額	1,309円63銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	
（注）	
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
	第17期中間会計期間 （自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）
中間純利益（千円）	50,290
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	50,290
期中平均株式数（株）	38,400

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について

平成22年1月27日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・執行役員制度の導入

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。



## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託者

名称

住友信託銀行株式会社

資本金の額（平成21年9月末日現在）

342,037百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概況>

名称

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額（平成21年9月末日現在）

51,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月末日現在)	事業の内容
農林中央金庫	3,425,909百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
みずほ証券株式会社	125,167百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託者（住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社））

当証券投資信託契約の受託者として、委託者との信託契約の締結、信託財産の保管・管理・計算業務を行います。

なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

#### (2) 販売会社（農林中央金庫<sup>(注1)</sup>、みずほ証券株式会社<sup>(注2)</sup>）

当証券投資信託の販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売、目論見書および運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

なお、農林中央金庫と募集・販売等の取扱い等にかかる契約を締結している取次登録金融機関においても販売会社として上記各業務の全部または一部を行います。

(注1) 農林中央金庫は、本書提出日現在、既保有の受益者向けを除き、新規の募集の取扱い、販売を中止しております。

(注2) みずほ証券株式会社は、本書提出日現在、当ファンドに係る受益権の募集の取扱い・販売は行っておりません。

### 3【資本関係】

当証券投資信託の販売会社である農林中央金庫は、委託者の発行済株式総数の50.91%を保有しています。

なお、その他の関係法人と委託者との間には資本関係はありません。

### 第3【その他】

1. 目論見書の表紙にロゴマークおよび図案を採用し、ファンドの形態を記載することがあります。
2. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」等として目論見書の冒頭に記載することがあります。また、目論見書の巻末に「用語集」等を記載することがあります。
3. 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款の該当条項を参照する旨を記載することにより、届出書の内容を記載することがあります。
4. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
5. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
6. 目論見書の表紙裏などに「この投資信託をお申込みされる投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい事項」として以下の内容を記載することがあります。
  - ・「お申し込みの際には、下記の事項および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください」の旨
  - ・「当ファンドに係るリスクについて」として、届出書本文「第二部 ファンド情報」第1「ファンドの状況」3「投資リスク」の該当部分の要約
  - ・「当ファンドに係る手数料等について」として、届出書本文「第二部 ファンド情報」第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」の該当部分の要約
7. 目論見書の表紙または裏表紙などに「課税上は、株式投資信託として取扱われます。」の旨記載することがあります。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月25日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 東 勝次 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 南波 秀哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 勝 次 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 村 真 敏 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 6月26日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 秋 山 正 明 印  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 東 勝 次 印  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年3月13日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 勝 次 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 村 真 敏 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 南 波 秀 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農中US債券オープンの平成20年1月16日から平成21年1月13日までの第11期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農中US債券オープンの平成21年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)



## 独立監査人の監査報告書

平成22年 3月10日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員	公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている農中US債券オープンの平成21年1月14日から平成22年1月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農中US債券オープンの平成22年1月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)